

1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

【回答】人事課

人員配置及び職員採用については、職場状況や普通退職者数、業務量の状況も加味しつつ、検討してまいります。

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】人事課

令和5年4月1日現在、職員に占める女性職員の割合が職員数 794 人に対し女性職員 293 人と全体の 36.9%と母数が少ないことがジェンダーバランスが偏っている原因の一つと考えられますが、これまで職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易とするため、両立支援にかかる休暇制度の拡充やテレワーク制度導入など、男女が共に家庭生活における責任を果たしながら職場においても貢献していくことができる環境を整備してまいりました。加えて幹部職を内部講師とするキャリアデザイン等に関する研修を実施し、性別に関係なく管理職としての能力や資質をもつ職員の育成に努めており、門真市における次世代育成支援の推進及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(第2期)策定時の令和2年4月1日時点で 17.1%だった女性の管理職の割合は、令和5年4月1日には 20.2%と増加しています。

今後も引き続き職業生活と家庭生活の両立が実感できる環境づくり及び管理職としての能力や資質を持つ職員の育成に努めます。

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。

【回答】人事課

本市におきましては、中国語圏の方が多く在住されていることから、中国語の通訳者を会計年度任用職員として保護課に1名配置しております。

その他、出入国在留管理庁が実施する通訳支援試行事業や大阪府から配布を受けた 104 言語オンライン通訳対応の音声AI翻訳機を活用するなどの通訳支援を行っているところであり、引き続き在住外国人に円滑に対応できる環境を整備してまいります。

2. こども・シングルマザー等貧困対策関係

- ① こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答】こども政策課

こどもの貧困実態調査につきましては、大阪府の主導により、府内市町村の共同で「子どもの生活に関する実態調査」を令和5年7月に実施しております。相談支援体制の整備については、国・府から提供される情報や他市町村の事例などを参考に調査・研究を進めます。

- ② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】こども政策課、健康増進課

(こども政策課)

本制度は府より補助金の交付を受けて実施する制度であり、対象年齢が0歳から就学前までと限られていますが、本市の施策として18歳到達年度末までに拡大して実施しています。医療費助成を無料にすることについては、引き続き府の動向を注視してまいります。

入院時食事療養費については、在宅医療との公平性の確保を理由として府の補助金が廃止されたことに伴い廃止としましたが、今後におきましても府の動向を注視してまいります。

(健康増進課)

妊産婦の医療費助成制度については、一部の都道府県において実施されていることは認識しております。本市としましては、妊娠中から産後の方が医療機関で窓口負担の不安がなく受診ができるよう、府へ要望するとともに、引き続き、妊婦健康診査費用助成や妊婦歯科健康診査費用助成に加え、令和5年度から開始しております産婦健康診査費用助成を通じて、妊産婦の経済的な負担軽減に努めてまいります。

- ③ コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPO や市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。

【回答】こども政策課、福祉政策課

(こども政策課)

子ども食堂等に関する市民への情報提供や、食材の提供を希望される企業等とのマッチング等を通じて、継続的な運営に資するよう支援に努めております。

また、支援を要する子ども及び保護者の発見から支援の実施、見守りにつなげることを目的とした「子どもの未来応援ネットワーク事業」を実施しているところであり、物資の提供も行っています。また、令和4年度にひとり親家庭への支援として実施した「ひとり親家庭応援 KadoEats」を令和5年度も引き続き実施し、アウトリーチにより食料品を配付します。

(福祉政策課)

また、門真市社会福祉協議会にて、善意銀行の事業として、生活困窮者に対し、米やパン、缶詰など

の食糧支援を行っております。なお、門真市からは、災害時用に備蓄していたアルファ化米を同会に提供することで、この事業を支援しております。

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】保育幼稚園課、教育総務課

(保育幼稚園課)

保育所・こども園・幼稚園については、令和4年4月以降、副食費の無償化を実施しております。

(教育総務課)

本市の学校給食は、全小中学校において自校調理方式による完全給食の提供を行っており、令和5年度2、3学期の学校給食費は無償化しています。

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特に DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

【回答】こども政策課

児童扶養手当申請時及び8月の現況届提出時の対応については、引き続きプライバシーの保護に十分配慮したうえで行ってまいります。

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

【回答】教育総務課

歯科検診において「要受診」及び「未受診」の児童・生徒数について把握しているものの、「口腔崩壊」状態となっている児童生徒の実態については調査しておりません。今後も、引き続き受診を要するにも関わらず未受診となっている児童・生徒に対しては、学校と連携しながら保護者に対して受診を促してまいります。

- ⑦ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】教育総務課

口腔ケアについては、各校保健の時間を活用し、歯磨き指導等むし歯予防について指導を行っております。フッ化物洗口については、大阪府や近隣自治体等の取組についても調査研究し、参考にしております。

- ⑧ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答】健康増進課

保健福祉センター診療所にて毎週水曜日の午後に障がい者(児)歯科診療を実施しております。当該診療のチラシを作成し、市内障がい者施設へ周知しております。また、郵便局に配架するほか、市内歯科診療所と連携し必要な方へ当該診療の情報提供、紹介をしていただいております。

- ⑨ 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】都市政策課

市営住宅の全管理戸数は 2,519 戸であり、空き家数は 56 戸となっております。高齢者、ひとり親、障がい者等を対象とした世帯には、一般世帯向けとは別に福祉世帯として募集を行っております。なお、公営住宅法の主旨において、入居は公募が原則であり、本来入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、目的外の使用が認められますが、応募の平均倍率も1を超えていることから、シェアハウスの提供などに取り組んでいる支援団体への貸し出しは現在のところ困難と考えております。

3. 医療・公衆衛生(コロナ 5 類対応も含)

- ① 新型コロナ対策について

・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。

【回答】健康増進課

感染症の発生及びまん延防止を目的として策定された「大阪府感染症予防計画」に基づき、感染症を取り巻く新しい事象に迅速・的確に対応し、総合的な見地から感染症対策を推進するよう、引き続き府へ要望してまいります。

・移行期間終了後(9 月以降)の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。

【回答】健康増進課

本市においては、府の地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関する対策について、適切に連携及び協力するとともに、府の主導のもと地域の実情に応じた医療提供体制の構築等必要な対策を講じるよう引き続き府へ要望してまいります。

・5 月 8 日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観

察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。

【回答】福祉政策課、健康増進課

(福祉政策課)

自宅療養者等支援事業につきましては、5類感染症への引下げにより、感染症法に基づく外出自粛要請などの行動制限がなくなり、他の疾病と同様に陽性者本人又は同居家族等が食料品を調達することが容易となったことなどから事業を終了しており、今後につきましては国・府の動向を注視してまいります。

(健康増進課)

府が実施しておりましたパルスオキシメーターの貸出、訪問看護による健康観察につきましては、現時点では市独自の支援策として引き継ぐことは検討しておりませんが、府において、外来や健康相談の新相談窓口の設置・運用により対応することとされていることから、今後においても、府の動向を注視してまいります。

② 老人医療費助成制度について

・昨年 10 月から 75 歳以上高齢者で年収が 200 万円以上の方の一部負担が 2 割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。

【回答】障がい福祉課

老人医療費助成制度につきましては、平成 30 年4月から重度障がい者医療費助成制度等に統合する見直しが実施されました。本市といたしましては、これまでも府の補助事業として、府の制度に合わせた形で実施しており、市独自の制度創設につきましては、困難な状況であります。

③ 健康保険証とマイナンバーカードの 1 本化について

・国は健康保険証を廃止してとマイナンバーカード 1 本化法が審議されている(5 月 16 日現在)。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。

【回答】収納課

マイナンバー法等の一部改正法が国会で可決されましたが、運用方法等につきましては、現在、国等で検討されているところであります。その検討結果や府等の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

④ 地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。

【回答】健康増進課

歯科衛生士を1名配置しております。

4. 国民健康保険

- ① コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから 2024 年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。

【回答】健康保険課

「大阪府国保統一化」につきましては、社会保険制度における相互扶助の精神の下、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図るべきとの考えのもと、2024 年度の完全統一に向けて進められているものです。このことから、市として延期することを府に対し求めることは考えておりませんが、6年度以降の統一保険料率が被保険者の急激な負担増にならないよう、引き続き国や府に対して要望してまいります。

次に、未就学児に係る国民健康保険料の均等割額の軽減措置につきましては、国の基準に基づき実施しておりますが、少子化対策及び子育て支援の観点から、引き続き対象者の拡大等を国や府に対して要望してまいります。

- ② 国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】健康保険課

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給につきましては、国による財政支援の終了に伴い現在は実施しておりませんが、今後につきましては、国や府の動向を注視してまいります。

減免制度等につきましては、市ホームページの内容を一新するなどして、検索で見つけやすく、わかりやすい周知に努めております。申請用紙につきましては、市ホームページからダウンロードできるようにしております。引き続き、制度等の周知やオンライン申請の拡充に努めてまいります。

- ③ マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。

【回答】健康保険課

現在、国においてマイナンバーカード未取得者に対しては、被保険者証の代わりとなる「資格確認書」の発行が検討されているようですが、前提として本人による申請に基づき発行するものとしつつも、一方でカード未取得者全員に交付することも同時に検討されているという情報も入っております。また、「資格

確認書」を発行するにあたっての事務処理方法も示されていない中において、どの時期にどの程度の事務作業が発生するのか現時点で想定できないことが現場としては、非常に困惑しているところです。

- ④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【回答】健康保険課

外国籍市民が増加傾向にあることを踏まえ、さまざまな国籍の市民が安心して暮らしていけるよう、ICTを活用した多言語対応に関する先進市の動向を調査・研究してまいります。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【回答】健康増進課、健康保険課

(健康保険課)

特定健診につきましては、過去数年間における未受診者の受診履歴・受診結果等の分析を実施し、その結果に応じた効果的なハガキによる勧奨をはじめ、若年層に対するSMS(ショートメッセージサービス)による勧奨、医療機関からの勧奨及び65歳以上の被保険者に対する電話による勧奨等、年齢別等による勧奨を実施するなど、受診率向上に努めております。

また、若年層における受診率向上の課題を解決すべく、今年度より特定健診(集団)における予約方法をこれまでのコールセンターにおける予約に加え、WEB予約受付を導入するなど、より予約が取りやすい環境整備に努めております。

(健康増進課)

また、がん検診の受診率向上を含む健康寿命の延伸に関する課題に重点的に取り組むべく、がん検診(集団)のWEB予約受付の導入に加え、健康施策担当者を配置し情報共有並びに、現状評価を行い、従来からの取組に加えて、さまざまな企業等との連携協力を得ながら、課題解決に向けた新たな手法等について検討し、取り組んでいるところであります。今後につきましても、引き続き具体的取組に繋がれるよう、鋭意進めてまいります。

(健康保険課)

特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすることにつきましては、外国語対応が必要な市民が一定数いることは把握しておりますが、今後もさらなるグローバル化の進展が予想される中でそれに伴い、さまざまな国籍を持った方々への対応が必要になってくると考えられることから、今後も引き続き、動向を注視しながら、先進市の動向を調査・研究してまいります。

- ② 住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法(2011年施行)では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科

検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

【回答】健康増進課、健康保険課

(健康増進課)

成人期の歯科健診につきましては、現在 30、40、50、60、70 歳の方を対象に地域の歯科診療所にて無料で実施しており、対象年齢の拡大につきましては、現在、国において「国民皆歯科健診」の導入について検討されておりますことから、国の動向を注視し、調査・研究してまいります。また、地域の歯科診療所で診療を受けるとが困難な障がい者に対しましては、障がい歯科診療を実施しており、歯科医療の提供に努めております。様々な方への歯科健診の機会の保障につきましても、引き続き国・府の動向など注視してまいります。

(健康保険課)

特定健診の項目に「歯科健診」を追加することについて、特定健診の項目は、法令等に基づき実施していることから、国、府の動向を注視しながら、先進市の動向を調査・研究してまいります。

6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第 9 期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【回答】高齢福祉課

第9期介護保険事業計画の策定作業を進めており、3年間の給付費の見込みなどを基に令和6年4月からの介護保険料が決定します。低所得者に過度な負担とならないよう財源措置を含め、国へ要望してまいります。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】高齢福祉課

国制度による公的保険については、国の責務において減免制度の拡充や財源措置を含め、引き続き要望してまいります。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】高齢福祉課

低所得者の介護保険料が無料となる制度はありませんが、低所得世帯で特に生計が困難な人が社会福祉法人等の提供する所定の介護サービスを利用する場合、利用料の減免制度があります。

低所得者の利用料軽減については、サービスの利用が制限されることのないよう国負担で措置を講ずるよう、国や大阪府に引き続き要望してまいります。

④ 総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】高齢福祉課

サービス利用にあたっては、適切なケアマネジメントにより、従来相当サービスを含めた総合事業のサービスにつなげており、総合事業のサービスのみを希望する方については、チェックリストの判定を経て、事業対象者と認定のうえ、迅速なサービス利用を促し、引き続き利用者への適正な対応に努めてまいります。

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

【回答】高齢福祉課

訪問介護相当サービスの単価については、国が示す内容や基準に応じて設定しております。

ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】高齢福祉課

自立支援型地域ケア会議の趣旨は、地域包括ケアシステムの強化に向け、自立支援・重度化防止に向けた取組の推進が求められており、当会議はリハビリテーション職等、多様な専門職による専門的知見の基づく助言から、ケアマネジャーがアセスメントの視野を広げ、高齢者の自立支援に資する計画作成をサポートするものです。これらの考えのもとに利用者の背景等を含めた個々の課題分析を行うことにより、ケアマネジメント支援に努めてまいります。

⑥ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】高齢福祉課

評価指標は、国や大阪府の方針を踏まえつつ、第8期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムを充実すべく体制整備や介護予防事業の推進に関するものを盛り込んでおります。また、研修会等を通してケアマネジャーのスキルアップを図り、利用者の適切なアセスメントに基づいた、必要な介護サービスが受けられるよう努めてまいります。

⑦ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、

事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。

【回答】高齢福祉課、健康増進課

高齢者の方だけではなく熱中症につきましては、生命にも関わる重要な事であると認識しており、熱中症予防の周知・注意喚起として、市ホームページ、広報紙への掲載、及び公共施設におけるポスター掲示、並びに休憩の出来る施設のご案内を行っております。

特に、高齢者の熱中症予防対策につきましては、さらなる周知啓発や、地域の見守りネットワークづくりを活用し、熱中症を含めた高齢者の何らかの異変や支援の必要性などに気づいた際に市などへ連絡を入れていただく対策を講じております。令和5年7月現在、高齢者の見守りに関する協定書を 22 社の民間企業等と締結しております。

⑧電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【回答】高齢福祉課

現時点では高齢者を対象とした「電気料補助制度」について、予定はございません。

⑨入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】高齢福祉課

特別養護老人ホーム等については、第8期介護保険事業計画に基づき、地域の実態やニーズを踏まえ、順次整備を進めてまいりました。

今後におきましては、今年度に策定予定の第9期事業計画の中で必要数を明確にし、計画的に整備を進めてまいります。

⑩介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】高齢福祉課

現時点で、門真市として独自に処遇改善助成金の制度化について考えておりません。しかしながら、増大する介護保険ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の人材確保及び処遇改善は、全国的に喫緊かつ重要な課題と認識しております。

国においても、令和4年10月から、介護職員に対する処遇改善の加算として、従来の処遇改善加算、特定処遇改善加算に加え「介護職員等ベースアップ加算」が新たに拡充されたところであり、今後とも、機会を捉え、国に要望してまいります。

⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】高齢福祉課

加齢性難聴高齢者への支援は、介護予防や生活の質を維持する上でも適切な対応を図っていくこと重要であると考えており、次期高齢者保健福祉計画等の策定に向けた市民アンケート調査の結果、約半数が聴力の衰えを感じているものの、補聴器の購入検討割合は少数であるため、加齢性難聴高齢者の早期発見、加齢性難聴による介護予防や生活の質への影響に関する周知及び補聴器購入をサポートする仕組みづくり等も必要であると考えております。アンケート調査結果を踏まえ、近隣市等の先進事例も参考にしながら、引き続き、加齢性難聴高齢者に対する支援について検討してまいります。

- ⑫介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】高齢福祉課

国の動向を注視し制度周知や個人情報漏洩に対する対策等、適切な対応に努めてまいります。

7. 障がい福祉「65 歳問題」と重度障害者医療

- ① 障害者総合支援法 7 条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27 条 8 項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】障がい福祉課、高齢福祉課

65 歳に到達する在宅の障がい者につきましては、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知に係る期間を考慮し、65 歳到達日前の約3か月前から障がい福祉課より該当者へ介護保険の申請のご案内を行っております。

また、介護保険申請及び介護保険サービスの相談につきましては、高齢福祉課及び地域包括支援センターにおいて随時対応しております。

なお、要介護認定等の結果が分かり、介護保険サービスの利用に繋がるまでの間は、引き続き、障がい福祉サービスの利用をさせていただいております。

- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】障がい福祉課、高齢福祉課

65 歳に到達する在宅の障がい者に対しましては、利用を希望しているサービスの具体的な内容を丁寧に聴き取った上で、必要としている支援内容を介護保険サービスにより十分受けることができるのかを適切に判断した後、介護保険サービスについてご案内をしております。

加えて、介護保険サービスについては、高齢福祉課及び地域包括支援センターが随時対応しております。

また、65 歳に到達する在宅の障がい者に対しまして、介護保険申請の強制や障がい福祉サービスの更新却下(打ち切り)は行っておりません。

- ③ 2007 年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015 年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和5年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

【回答】障がい福祉課

厚生労働省通知に基づき、65 歳に到達する在宅の障がい者につきましては、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと認められるもの及び居宅介護サービス費等区分支給限度額基準額の制約から介護保険プラン上において介護保険サービスのみによって支援が確保できないものと認められるものにつきましては、引き続き、障がい福祉サービスの支給が可能な旨の説明を行っております。

なお、障がい福祉サービスを支給決定する際には、サービス等利用計画の作成が必要となって おりますことから、指定特定相談支援事業所との連携を密にしており、介護保険サービスの利用を含め、適切なサービス利用につながるよう、居宅介護支援事業所への引き継ぎにも努めております。

- ④ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答】障がい福祉課

当市において、介護保険に移行した一部の障がい者にしか障がい福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けておりません。

- ⑤ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体の HP や障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】障がい福祉課

65 歳に到達する在宅の障がい者につきましては、個人により様々な状況があることからホームページや福祉のしおりに記述するのではなく、利用を希望している障がい福祉サービスに関する具体的な内容を聴き取った上で、障がい福祉サービスの支給が認められるものについて、担当ケースワーカー、相談支援専

門員、介護支援専門員にて直接説明を行っております。

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

【回答】障がい福祉課

介護保険対象になった障がい者が引き続き障がい福祉サービスを利用する場合においても、サービス等利用計画に基づきサービス利用を行っているため、国に求めることは行いません。

- ⑦ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【回答】障がい福祉課

介護保険対象となった障がい者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障がい福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準の創設につきましては、必要に応じて国に要望してまいります。

- ⑧ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】高齢福祉課

障がい福祉課との連携を図り、利用者の状態像等に基づき、適切なマネジメントを行い、現行相当サービスを含めた総合事業サービスにつなげてまいります。

- ⑨ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】障がい福祉課、高齢福祉課

市町村民税非課税世帯の方が障がい福祉サービスを利用される場合は、利用料の負担はありません。

また、65歳になるまでに5年間継続して介護保険相当障がい福祉サービスを利用した方で、一定の要件に該当した場合には、引き続き介護保険に移行した後の自己負担額を新高額障がい福祉サービス等給付費として支給し、費用負担の軽減を図っております。

なお、現時点では、障がい者の介護保険サービス利用の原則無料は考えておりません。

低所得世帯で特に生計が困難な人が社会福祉法人等の提供する所定の介護保険サービスを利用する場合、利用料の減免制度があります。

- ⑩ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡

大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】障がい福祉課

重度障がい者医療費助成制度につきましては、平成 30 年4月に大阪府におきまして、持続可能な制度構築の観点から対象者の範囲を真に必要な方へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図るために制度の見直しがされたものです。本市といたしましては、府の補助事業として実施しており、府の制度に合わせて実施しているところです。市独自の制度創設につきましては、困難な状況であります。

8. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022 年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。

【回答】保護課

生活保護の相談者について、生活保護の申請の意思を示した場合は必ず申請を受理しておりますし、申請を躊躇わせるような扶養照会には行っておりません（援助が期待できない扶養義務者には、扶養照会を行わないことが検討できる旨、生活保護のしおりにも記載しております）。

2022 年度の扶養照会件数は 362 件、扶養に結びついた件数は 62 件（精神的援助 61 件、金銭的援助 1 件）です。

- ② 札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ [hogoshinseisodan.pdf \(city.neyagawa.osaka.jp\)](http://hogoshinseisodan.pdf(city.neyagawa.osaka.jp))

【回答】保護課

門真市ホームページにおいて、生活保護制度や生活保護のしおりを周知させていただいておりますし、現在のところ住民向けポスターの作成は考えておりません。

- ③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や 2020-2022 年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】保護課

正規職員ケースワーカーの配置につきましては、人事関係部局との協議に努めております。また、課内でケースワーカー向けの研修を行っており、今後もケースワーカーの育成に努めて参ります。

本市では、生活保護相談者（若い女性やシングルマザーを含む）に暴言を吐くこと及び申請権を侵害することはございませんが、今後もそういったこと事が起こらないよう努めます。

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

【回答】保護課

本市では、病気や様々な要因で、女性ケースワーカー又は男性ケースワーカーが担当する必要性が強い場合は、配慮に努めております。また、家庭訪問時にも同様の配慮に努めております。

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

【回答】保護課

申請書については配架する予定はございませんが、申請書の提供依頼がある場合は提供しております。

また、相談時においても多額の預貯金を保有している等、明らかに生活保護に該当しない場合や相談者が知人である等、申請権を有していない場合を除いて、申請書を交付しており申請権を保障しております。生活保護のしおりにおいては、門真市ホームページにおいて周知させていただいておりますし、保護課窓口等において提供依頼があれば提供しておりますので、現在のところ、カウンターに配架する予定はありません。

- ⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

【回答】保護課

生活保護のしおり及び新規開始時の訪問において、医療券の制度の周知を行っているため、生活保護受給者からは新たに医療証を作るような要望は特に挙がっていないため、現在のところ、国に要望を行う予定はありません。なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになっていたのと同様に、医療扶助においても、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入する予定となっております。準備を進めているところです。

健診受診については、生活保護受給者に年2回全戸配布の際に一般健診の受診勧奨の案内を同封することにより、周知を行っています。

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】保護課

警察OBの配置については、窓口や訪問の際に不測の事態が発生した際に市民・職員の安全を確保するうえでも必要と考えます。

「適正化」ホットラインについては、不正の適正のみならず、真に生活に困窮している方の情報など、市

民の皆様からの情報を得るための必要なツールと考えます。

- ⑧ 生活保護基準は、2013 年 7 月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

【回答】保護課

生活保護基準の改正については、国において議論され、適切に対応されるものと考えておりますことから、国への要望については、現在のところ考えておりません。

- ⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】保護課

住宅扶助につきましては、国において議論され、適切に対応されるものと考えておりますことから、実勢価格での支給は考えておりません。

「経過措置」につきましては、同通知に記載されているとおり、対象世帯の世帯状況等の聞き取りを行ったうえで適用の可否を検討する必要がありますし、「特別基準」の設定においても生活保護手帳に記載されているとおり、対象者の地域の住宅事情及び世帯状況等を勘案したうえで検討を行う必要があると考えております。

- ⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

【回答】保護課

生活保護制度の運用については、国において議論され、適切に対応されるものと考えておりますことから、国への要望については、現在のところ考えておりません。

- ⑪ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】保護課

大学生・専門学生の世帯分離については、国において議論されたうえで平成 30 年度の生活保護法の一部改正等が行われており、「大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置」の実施や大学等への進学支援を図ることを目的とした「進学準備給付金」が創設されているため、国への要望については、現在のところ考えておりません。

9. 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。

【回答】教育総務課、危機管理課

災害時の避難所である小学校の体育館の改修工事については、必要性は認識しておりますが、学校施設の老朽化状況も踏まえながら、検討を行う必要があると考えております。

- ② 高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多く

の困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【回答】危機管理課

本市において、現時点では高層住宅に対する特別な支援対策等は検討できておらず、今後研究、検討してまいります。

大阪社会保障推進協議会との懇談会 次第

日 時 令和5年8月23日（水）

午後2時～

場 所 門真市役所別館3階第3会議室

[次第]

1. 開会について（人権市民相談課）

2. 要望項目懇談

進行 大阪社会保障推進協議会 寺内事務局長

担当課回答（初回の回答時のみ自己紹介（所属・職位・氏名）

3. 閉会について（人権市民相談課）